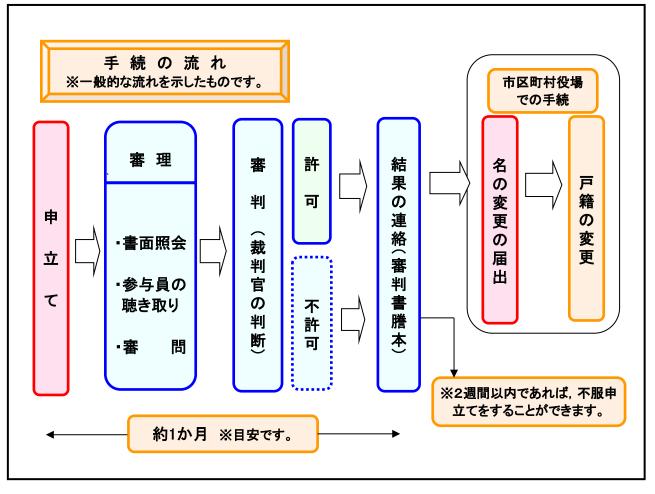
「名の変更」の手続とは・・・

戸籍に記載された名前(名字ではありません。)を変更したいときは、裁判所で許可を得てから、市区町村役場に名の変更の届出をしなければなりません(戸籍法107条の2)。その裁判所の許可を得る手続が「名の変更」と呼ばれる手続です。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	名の変更をしようとする人(その人が15歳未満のときは,その法定 代理人(親権者など)が代理して行います。)
申立てをする裁判所	申立てをする人の住所地の裁判所
申立てに必要な費用	□ 収入印紙 800円分 □ 連絡用の郵便切手 512円分【82円6枚, 10円2枚】
申立てに必要な書類	□ 申立書 1通□ 申立てをする人の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通□ 名の変更の理由を裏付ける資料※ そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 子どもの名前を変更したいと考えています。だれが手続をすればよいのですか?

お子さんが15歳以上であれば、お子さん本人が、15歳未満のときは、お子さんの法定代理人(法定代理人が両親のときは、両親2人で)が代わりに手続をすることになります。

Q2 どういった理由のときに許可になるのですか?

名の変更が認められるためには、「正当な事由」が必要です。「正当な事由」とは、一般に名の変更をしないとその人の社会生活において支障を来す場合をいうとされています。 裁判官は、名を変更する「正当な事由」があるかどうかを審理し、判断しますが、一般的には、姓名判断を理由とするものは、認められていません。

Q3 「名の変更の理由を裏付ける資料」とは、どのようなものですか?

永年使用した通称名への変更を求める場合は、例えば、その通称名を使用してきたことが分かる、消印のある郵便物、各種団体の名簿、母子手帳、卒業アルバム、卒業証書、会員カード、各種手続の申込書控等の写しを提出することが考えられます。

Q4 許可になったときは、どのような手続をすればよいのですか?

戸籍に記載された名を変更するためには、市区町村役場に届出をすることが必要になります。申立人の本籍地又は住所地の役場に名の変更の届出をしてください。届出に当たっては、審判書謄本のほか、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出する役場にお問い合わせください。

Q5 今回の申立てが認められなかった場合, 今後, あらためて申立てをすることはできますか?

あらためて申立てをすることはできますが、今回の事情から何ら変更がない場合は、同様の判断がされる可能性が高いと思われます。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

 $\pm 460 - 0001$

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター (TEL 052-223-2830)